

愛知県自転車活用推進計画検討委員会要綱（案）

（目的）

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の施行を受け、愛知県内における自転車の活用を推進することを目的とした愛知県自転車活用推進計画を検討するため、愛知県自転車活用推進計画検討委員会（以下、委員会）を設置する。

（所掌）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 自転車に関する現状分析と課題整理に関すること。
- (2) 計画の目標設定及び実施すべき施策に関すること。
- (3) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

（組織等）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員は、学識経験者等の中から愛知県知事が委嘱する。
- 3 委員長は、会議の会務を処理し、会議を代表する。
- 4 委員長に事故のあるときは、委員長が指名した者が、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の再任を妨げない。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 委員会の庶務は、愛知県建設局道路維持課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、2019年7月29日から施行する。

別表

愛知県自転車活用推進計画検討委員会
委員名簿

敬称略

氏名	所属・役職等
まつもと ゆきまさ ○松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授
さとう くみ 佐藤 久美	金城学院大学国際情報学部国際情報学科 教授
たかいし てつお 高石 鉄雄	名古屋市立大学大学院 システム自然科学研究科 教授
たけむら けんじ 竹村 賢二	愛知県防災安全局県民安全課 課長
ふるかわ だいすけ 古川 大祐	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 課長
いとう あきひろ 伊藤 哲浩	愛知県観光コンベンション局観光振興課 課長
わたなべ つねひろ 渡邊 恒博	愛知県建設局道路維持課 課長
かたぎり やすゆき 片桐 靖幸	愛知県都市整備局交通対策課 課長
まつい なおき 松井 直樹	愛知県スポーツ局スポーツ課 課長
きむら まこと 木村 誠	愛知県教育委員会 保健体育課 課長
みずかみ ひろき 水上 洋樹	愛知県警察本部交通部交通総務課 課長

○委員長